

化粧品における配合成分の検査結果（令和5年度～令和6年度）

成瀬 敦子^a, 立川 孟^a, 中村 絢^a, 寺岡 大輔^a, 稲葉 涼太^a,
橋本 秀樹^a, 観 公子^a, 岸本 清子^a, 鈴木 俊也^a, 猪又 明子^b

令和5～6年度に搬入された化粧品164製品について、ホルマリン、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素及び承認化粧品成分の製品への表示状況並びに検査結果をまとめた。配合禁止成分であるホルマリンは、ホルムアルデヒドとして検査し、検出した製品はなかった。防腐剤については、パラオキシ安息香酸エステル類やフェノキシエタノールの検出頻度が高かった。表示されていない防腐剤を検出した製品は2製品であった。紫外線吸収剤については、パラメトキシケイ皮酸2-エチルヘキシルの検出頻度が高かった。表示されていない紫外線吸収剤を検出した製品はなかった。タール色素については、青色1号及び黄色4号の検出頻度が高かった。承認化粧品成分については、グリチルリチン酸ジカリウムの検出頻度が高かった。最大配合量を超過した濃度の承認化粧品成分を検出した製品はなかった。

キーワード：化粧品、ホルマリン、ホルムアルデヒド、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素、承認化粧品成分

はじめに

平成12年9月、化粧品について従前の種別ごとの承認制が廃止され、欧米と同様に配合禁止・配合制限成分リスト等による規制に移行するとともに、配合したすべての成分の名称を表示する制度に移行する旨の法改正が行われた¹⁾。平成13年4月施行の化粧品基準²⁾には、配合禁止・配合制限成分等が定められており、配合禁止成分としてホルマリン等の30成分が記載されている。また、配合制限成分として、化粧品に配合可能な防腐剤や紫外線吸収剤が列挙されており、これらは化粧品の種類によって最大配合量（以下、上限と略す）が定められている。また、タール色素についても配合可能な成分が定められている。さらに、平成19年、化粧品に配合できる医薬品成分（以下、承認化粧品成分と略す）について明確化を図るため、厚生労働省から33種類の承認化粧品成分とその上限を示した通知³⁾が発出された。当科では、化粧品基準に定められた成分の一部について検査を行っており、これまで、ホルマリン、防腐剤、紫外

線吸収剤、タール色素、承認化粧品成分の使用実態を把握することを目的として、化粧品の種類ごとに検査結果を集計し、有用なデータを得ている⁴⁻⁸⁾。今回は、令和5～6年度に薬事監視員より搬入された化粧品について、ホルマリン、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素、承認化粧品成分の表示状況及び検査結果を報告する。

実験方法

1. 試料

令和5年4月から令和7年3月までに、薬事監視員が都内で収去又は試買した化粧品164製品について調査した。これらの製品を、製品評価技術基盤機構化学物質管理センターによる化粧品の区分⁹⁾に従い、表1に示す6グループに分類したところ、スキンケア81製品、メイクアップ22製品、ヘアケア37製品、ボディケア15製品、歯みがき7製品、フレグランス2製品であった。

2. 分析対象成分及び分析方法

ホルマリン、防腐剤13成分（表2）及び紫外線吸収剤13成分（表3）については、すべての検体で検査を行った。表2以外の防腐剤、表3以外の紫外線吸収剤、タール色素、承認化粧品成分は表示のあった製品について検査を行った。

ホルマリンはホルムアルデヒド35.0～38.0%を含む成分であることから¹⁰⁾、分析対象はホルムアルデヒドとし、既報¹¹⁾の試験法を用いた。製品中の濃度が0.002 g/100 g未満の場合は「検出せず」とした。

防腐剤の分析対象成分は、表2に示す13成分のほかに、今回検査した製品に表示のあった塩化ベンゼトニウム、ヒノキチオール、メチルイソチアゾリノンの3成分を加えた計16成分であった。表2に示す13成分の分析は既報¹²⁾の試験法又

表1. 検査対象化粧品の内訳

分類	製品数	
	令和5年度	令和6年度
スキンケア	36	45
メイクアップ	9	13
ヘアケア	25	12
ボディケア	10	5
歯みがき	2	5
フレグランス	0	2
計	82	82

^a 東京都健康安全研究センター薬事環境科学部医薬品研究科
169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1

^b 東京都健康安全研究センター薬事環境科学部

は質量分析計付高速液体クロマトグラフィー（以下、LC/MSと略す）により実施し、いずれも製品中の濃度が0.01 g/100 g未満の場合は、「検出せず」とした。表2以外の防腐剤はフォトダイオードアレイ検出器付高速液体クロマトグラフィー（以下、LC/PDAと略す）により分析した。

紫外線吸収剤の分析対象成分は、表3に示す13成分のほか、今回検査した製品に表示のある2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロキシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエステル（以下、DHHBと略す）、2,4-ビス-[4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ]-フェニル]-6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリアジン（以下、BEMTと略す）、オキシベンゾン-4、フェニルベンズイミダゾールスルホン酸の4成分を加えた計17成分であった。表3に示す13成分の分析は既報¹⁾の試験法によ

表2. 防腐剤13成分及び略称

化粧品基準*	防腐剤	略称
別表第3の1	安息香酸	BA
	サリチル酸	SA
	ソルビン酸	SO
	デヒドロ酢酸	DA
	パラオキシ安息香酸メチル	MP
	パラオキシ安息香酸エチル	EP
	パラオキシ安息香酸イソプロピル	iPP
	パラオキシ安息香酸プロピル	PP
	パラオキシ安息香酸イソブチル	iBP
	パラオキシ安息香酸ブチル	BP
	フェノキシエタノール	PE
別表第3の2	イソプロピルメチルフェノール	IPMP
	クロルフェネシン	CP

*：文献 2)を参照

り実施し、いずれも製品中の濃度が0.05 g/100 g未満の場合は、「検出せず」とした。表3以外の紫外線吸収剤はLC/PDAにより分析した。

タール色素の分析対象成分は、今回検査した製品に表示のあった、赤色3号、赤色102号、赤色104号(1)、赤色105号(1)、黄色4号、黄色5号、青色1号、青色2号、赤色201号、赤色202号、赤色226号、赤色227号、だいたい色205号、紫色201号、赤色504号及び青色404号の16成分であった。タール色素の定性試験はLC/PDA又は紫外可視分光光度計により実施した。紫外可視吸収スペクトルを確認できない場合は「検出せず」とした。

承認化粧品成分の分析対象成分は、今回検査した製品に表示のあったdl-カンフル、DL-パントテニルアルコール、L-メントール、γ-オリザノール、アラントイン、カフェイン、グリチルリチン酸ジカリウム、酢酸dl-α-トコフェロール及びビサボロールの9成分であり、検査はLC/PDA又は水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフィー（以下、GC/FIDと略す）により実施した。製品中の濃度が、DL-パントテニルアルコール及びグリチルリチン酸ジカリウムは0.005 g/100 g未満、酢酸dl-α-トコフェロールは0.001 g/100 g未満、ビサボロールは0.01 g/100 g未満の場合、「検出せず」とした。

結果及び考察

1. ホルムアルデヒドの検出状況

ホルマリンは、化粧品への配合が禁止される成分として化粧品基準²⁾の別表第1に定められている。ホルマリンはホルムアルデヒド35.0~38.0%を含む成分であることから¹⁰⁾、以下、ホルムアルデヒドと表記する。

検査した164製品中、ホルムアルデヒドを検出した製品はなかった。

表3. 紫外線吸収剤13成分及び略称

化粧品基準*	紫外線吸収剤	略称
別表第4の1	2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパ-2-エン酸 2-エチルヘキシルエステル（別名オクトクリレン）	ECA
	パラアミノ安息香酸エチル	EAB
	4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンゾイルメタン	BMB
別表第4の2	サリチル酸オクチル	ESA
	ジヒドロキシジメトキシベンゾフェノン	DHDMB
	ジヒドロキシベンゾフェノン	DHB
	ジメトキシベンジリデンジオキソイミダゾリジプロピオン酸 2-エチルヘキシル	EBP
	テトラヒドロキシベンゾフェノン	THB
	2,4,6-トリス[4-(2-エチルヘキシルオキシカルボニル)アニリノ]-1,3,5-トリアジン	TEAT
	パラジメチルアミノ安息香酸 2-エチルヘキシル	EDB
	パラメトキシケイ皮酸 2-エチルヘキシル	EMC
	2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン	HMB
	2,2'-メチレンビス(6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール)	MBP

*：文献 2)を参照

2. 防腐剤の検出状況

1) 表示のある防腐剤の検出状況

表示のある防腐剤の検出状況を表4に示す。検査した164製品中, 101製品に延べ160成分の防腐剤が表示されていた。化粧品のカテゴリグループによらず, パラオキシ安息香酸エス

テル類 (MP, EP及びPP. 以下, パラベンと略す) やPEの検出頻度が高かった。パラベンの中ではMPの検出頻度が高かった。

また, BP, iPP及びiBPは表示事例がなく, 検出もされなかった。

表4. 表示のある防腐剤の検出状況

防腐剤 ^{a)}		スキンケア	メイクアップ	ヘアケア	ボディケア	歯みがき	フレグランス	延べ成分数
BA 及びその塩	小計	7	0	8	2	2	0	19
	検出する	5	0	7	2	2	0	16
	検出せず ^{b)}	2	0	1	0	0	0	3
SA 及びその塩	小計	1	0	0	0	0	0	1
	検出する	0	0	0	0	0	0	0
	検出せず ^{b)}	1	0	0	0	0	0	1
SO 及びその塩	小計	2	0	2	0	0	0	4
	検出する	1	0	2	0	0	0	3
	検出せず ^{b)}	1	0	0	0	0	0	1
DA 及びその塩	小計	0	1	0	0	0	0	1
	検出する	0	1	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
MP	小計	21	4	11	1	2	0	39
	検出する	21	4	9	1	2	0	37
	検出せず ^{b)}	0	0	2	0	0	0	2
EP	小計	4	1	1	0	0	0	6
	検出する	4	1	0	0	0	0	5
	検出せず ^{b)}	0	0	1	0	0	0	1
PP	小計	3	1	5	1	0	0	10
	検出する	3	1	4	1	0	0	9
	検出せず ^{b)}	0	0	1	0	0	0	1
PE	小計	38	6	24	2	3	0	73
	検出する	33	5	24	1	3	0	66
	検出せず ^{b)}	5	1	0	1	0	0	7
IPMP	小計	1	0	0	1	1	0	3
	検出する	1	0	0	1	1	0	3
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
CP	小計	1	0	0	0	0	0	1
	検出する	1	0	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
塩化ベンゼトニウム	小計	0	0	0	1	0	0	1
	検出する	0	0	0	1	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
ヒノキチオール	小計	1	0	0	0	0	0	1
	検出する	1	0	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
メチルイソチアゾリノン	小計	0	0	1	0	0	0	1
	検出する	0	0	1	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
計		79	13	52	8	8	0	160

a)略称は表2を参照, b)製品中の濃度が0.01 g/100 g未満

2) 表示のない防腐剤の検出状況

表示のない防腐剤の検出状況を表5に示す。2製品から表示のない防腐剤 (BA) を検出した。

(1) BAを検出した事例 ボディケア1製品 (ボディソ-

表5. 表示のない防腐剤の検出状況

製品	分類	BA (g/100g)
1	ボディケア	0.45
2	ヘアケア	0.038

プ) 及びヘアケア1製品 (ヘアトリートメント) からBAを検出し、検出濃度はそれぞれ0.45 g/100 g及び0.038 g/100 gであった。なお、上限は、BAが0.20 g/100 g、BAの塩類が合計量で1.0 g/100 gと定められている。

3) 防腐剤の検出濃度について

(1) パラベン 当科で分析している6成分のパラベン(MP, EP, iPP, PP, iBP及びBP)のうち、令和5~6年度に表示があり検出事例のあったMP, EP及びPPについて検出数を合計

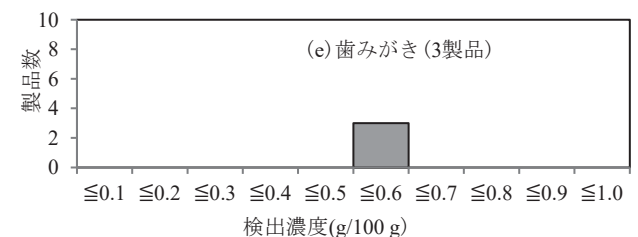
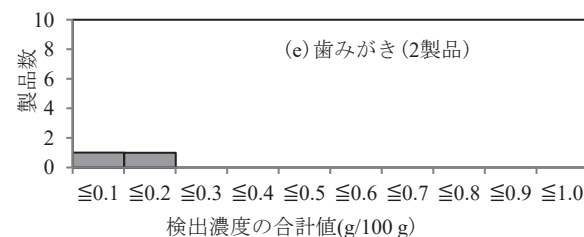
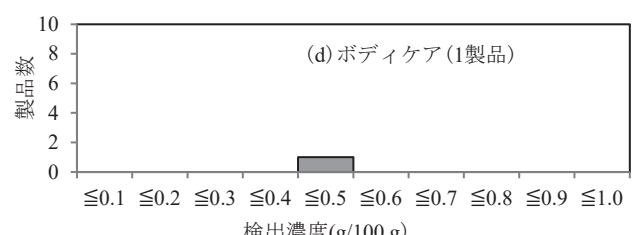
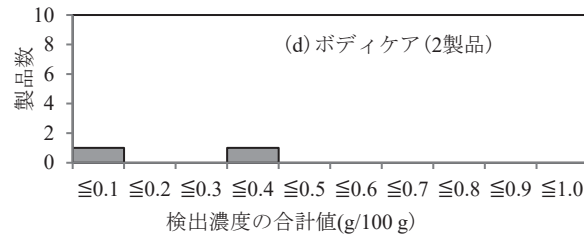
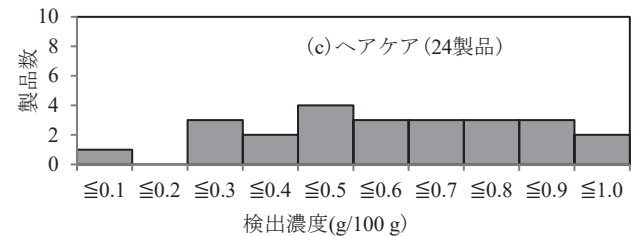
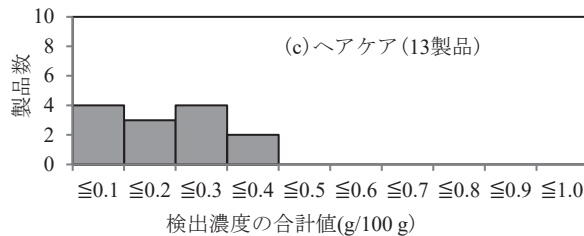
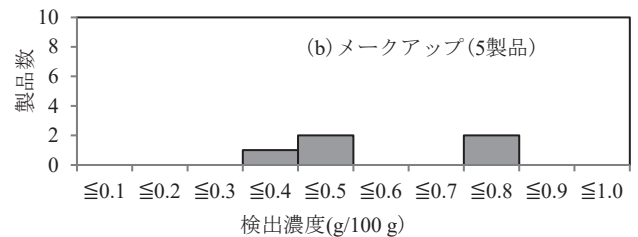
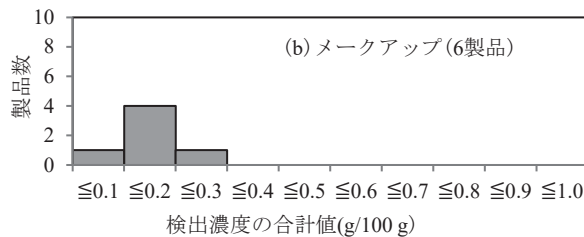
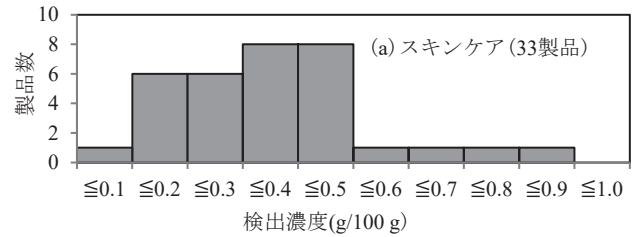
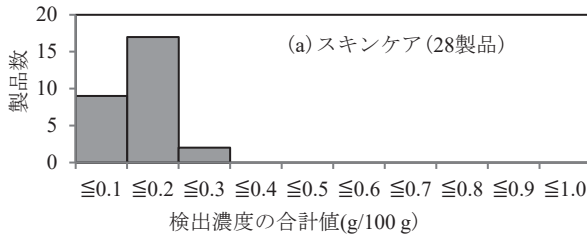


図1. パラベン (MP, EP 及び PP の 3 成分) の合計値の検出濃度分布

図2. フェノキシエタノール (PE) の検出濃度分布

した結果, 51製品から検出された。上限は, パラベンの合計量として1.0 g/100 gと定められている²⁾。そこで, 製品ごとに検出されたパラベンの合計量を求めた。その結果の濃度分布を図1に示す。濃度はいずれも上限以下であった。

(2) PE 検出頻度の高かったPEについて, 検出された合計66製品についての濃度分布を図2に示す。上限は, 1.0 g/100 gと定められている²⁾。図1のパラベンの濃度分布と比較す

ると, PEではパラベンよりも上限に近い濃度で検出された検体があったが, 濃度はいずれも上限以下であった。

3. 紫外線吸収剤の検出状況

1) 表示のある紫外線吸収剤の検出状況

表示のある紫外線吸収剤の検出状況を表6に示す。検査した164製品中, 20製品に延べ44成分の紫外線吸収剤が表示

表6. 表示のある紫外線吸収剤の検出状況

紫外線吸収剤		スキンケア	メイクアップ	ヘアケア	ボディケア	歯みがき	フレグランス	延べ成分数
ECA ^{a)}	小計	2	2	0	0	0	0	4
	検出する	2	2	0	0	0	0	4
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
BMB ^{a)}	小計	1	2	0	0	0	0	3
	検出する	1	2	0	0	0	0	3
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
ESA ^{a)}	小計	1	0	0	0	0	0	1
	検出する	1	0	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
THB ^{a)}	小計	0	0	0	0	0	1	1
	検出する	0	0	0	0	0	1	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
TEAT ^{a)}	小計	2	0	0	0	0	0	2
	検出する	2	0	0	0	0	0	2
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
EMC ^{a)}	小計	7	4	2	0	0	0	13
	検出する	7	4	1	0	0	0	12
	検出せず ^{b)}	0	0	1	0	0	0	1
HMB ^{a)}	小計	0	1	0	0	0	0	1
	検出する	0	1	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
MBP ^{a)}	小計	2	0	0	0	0	0	2
	検出する	2	0	0	0	0	0	2
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
DHBB	小計	8	0	0	0	0	0	8
	検出する	8	0	0	0	0	0	8
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
BEMT	小計	6	0	0	0	0	0	6
	検出する	6	0	0	0	0	0	6
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
オキシベンゾン-4	小計	1	0	0	0	0	0	1
	検出する	1	0	0	0	0	0	1
	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
フェニルベンズ	小計	2	0	0	0	0	0	2
イミダゾール	検出する	2	0	0	0	0	0	2
スルホン酸	検出せず	0	0	0	0	0	0	0
計		32	9	2	0	0	1	44

DHBB : 2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロキシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエステル

BEMT : 2,4-ビス-[4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ-フェニル]-6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリアジン

a)略称は表3を参照, b)製品中の濃度が0.05 g/100 g未満

されていた。表3の13成分のうち製品に表示のあるものは、ECA, BMB, ESA, THB, TEAT, EMC, HMB及びMBPであった。上限を超過した濃度の紫外線吸収剤を検出した製品はなかった。また、EAB, DHDMB, DHB, EBP及びEDBは表示事例がなく、検出もされなかった。

2) 表示のない紫外線吸収剤の検出状況

表示のない紫外線吸収剤を検出した製品はなかった。

3) 紫外線吸収剤の検出濃度について

紫外線吸収剤のうち、検出頻度が高かったEMCが検出された合計12製品(スキンケア, メークアップ及びヘアケア)における濃度分布を図3に示す。上限は、粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの及び粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないものは20 g/100 g, 粘膜に使用されることがある化粧品は8.0 g/100 gと定められている²⁾。スキンケア製品の日焼け止めは、使用者を紫外線から保護するため、紫外線吸収剤の濃度が高い傾向にあると推測されるが、いずれの製品も上限以下であった。

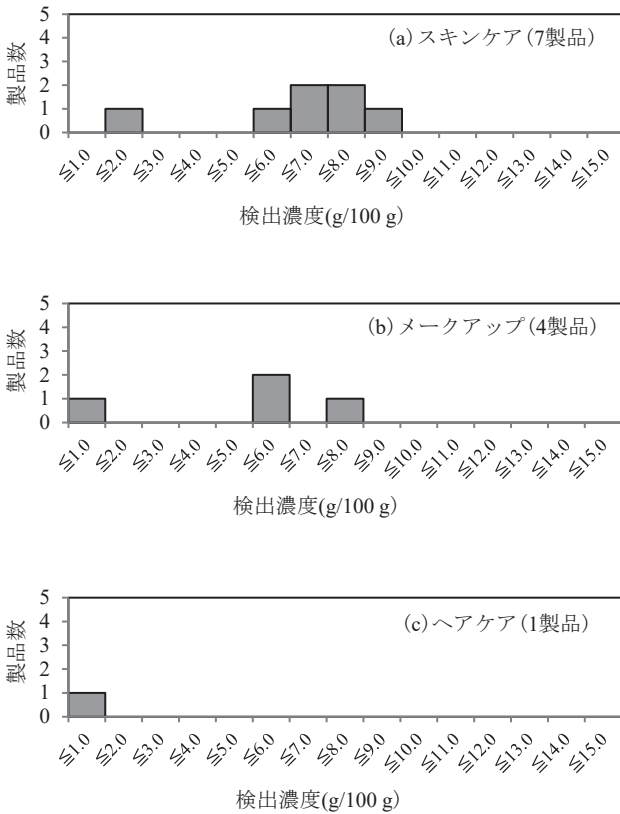


図 3. パラメトキシケイ皮酸 2-エチルヘキシル (EMC) の検出濃度分布

4. タール色素の検出状況

タール色素の検出状況を表7に示す。検査した164製品中、27製品に延べ52成分のタール色素が表示されていた。

タール色素の表示が多かった製品は、ネイルエナメルや口紅を含むメークアップ及びボディソープを含むボディケアのグループであった。検出頻度は青色1号や黄色4号が高

かった。タール色素はすべての化粧品に使用できるものと粘膜に使用されることがない化粧品に使用できるもの¹³⁾に分けられるが、青色1号や黄色4号はすべての化粧品に使用できるものである。

表示はあるが検出されない色素は6製品に延べ13成分あった。7成分については、「+/-」の記載の後に成分表示が

表7. 表示のあるタール色素の検出状況

省令 a)	タール色素	計	
別表第一部	赤色 3 号	小計	1
		検出する	1
		検出せず ^{b)}	0
	赤色 102 号	小計	2
		検出する	1
		検出せず ^{b)}	1
	赤色 104 号(1)	小計	1
		検出する	0
		検出せず ^{b)}	1
	赤色 105 号(1)	小計	1
		検出する	1
		検出せず	0
黄色 4 号	小計	12	
	検出する	7	
	検出せず ^{b)}	5	
黄色 5 号	小計	2	
	検出する	2	
	検出せず	0	
青色 1 号	小計	13	
	検出する	11	
	検出せず ^{b)}	2	
青色 2 号	小計	2	
	検出する	2	
	検出せず	0	
別表第二部	赤色 201 号	小計	2
		検出する	0
		検出せず ^{b)}	2
	赤色 202 号	小計	5
		検出する	4
		検出せず ^{b)}	1
	赤色 226 号	小計	2
		検出する	2
		検出せず	0
	赤色 227 号	小計	5
		検出する	4
		検出せず ^{b)}	1
だいだい色 205 号	小計	1	
	検出する	1	
	検出せず	0	
紫色 201 号	小計	1	
	検出する	1	
	検出せず	0	
別表第三部	赤色 504 号	小計	1
		検出する	1
		検出せず	0
	青色 404 号	小計	1
	検出する	1	
	検出せず	0	
計		52	

a) 文献 13)を参照

b) 検出せず：紫外可視吸収スペクトルが確認できない

あった。いわゆるシリーズ製品については、その成分がその色の製品に配合されているかに関係なく「+/-」の記号を記載した後に、当該シリーズの製品に配合されるすべての着色料を表示してよい¹⁴⁾とされていることから、7成分については今回検査した製品に使用されていないと推測される。また、他の6成分については、配合された量が微量である等の理由により検出されなかったものと考えられる。

また、メイクアップ（口紅）1製品から粘膜に使用されることがない化粧品にのみ使用できる色素である赤色504号を検出した。

5. 承認化粧品成分の検出状況

承認化粧品成分の検出状況を表8に示す。検査した164製品中、55製品に延べ77成分の承認化粧品成分が表示されていた。

検出頻度はグリチルリチン酸ジカリウム、*l*-メントール、

表8. 承認化粧品成分の検出状況

名称		計
<i>dl</i> -カンフル	小計	6
	検出する	6
	検出せず	0
DL-パントテニルアルコール	小計	12
	検出する	11
	検出せず ^{a)}	1
<i>l</i> -メントール	小計	16
	検出する	16
	検出せず	0
γ -オリザノール	小計	1
	検出する	1
	検出せず	0
アラントイン	小計	7
	検出する	7
	検出せず	0
カフェイン	小計	3
	検出する	3
	検出せず	0
グリチルリチン酸ジカリウム	小計	23
	検出する	22
	検出せず ^{a)}	1
酢酸 <i>dl</i> - α -トコフェロール	小計	5
	検出する	4
	検出せず ^{b)}	1
ビサボロール	小計	4
	検出する	2
	検出せず ^{c)}	2
計		77

a) 製品中の濃度が 0.005 g/100 g 未満

b) 製品中の濃度が 0.001 g/100 g 未満

c) 製品中の濃度が 0.01 g/100 g 未満

DL-パントテニルアルコールの順に高かった。グリチルリチン酸ジカリウム及びDL-パントテニルアルコールは化粧品等のスキンケアのグループに多く配合されていた。*l*-メントールは歯みがきのグループに多く配合されていた。

表示はあるが検出されない成分はDL-パントテニルアルコールが1製品、グリチルリチン酸ジカリウムが1製品、酢酸*dl*- α -トコフェロールが1製品、ビサボロールが2製品であった。上限を超過した濃度の承認化粧品成分を検出した製品はなかった。

ま と め

令和5～6年度に搬入された化粧品164製品について検査した。その結果、ホルムアルデヒドを検出した製品はなかった。防腐剤は、164製品中101製品に延べ160成分が表示されており、144成分を検出した。パラベンやPEを検出した製品が多かった。また、2製品から表示のない防腐剤（BA）を検出した。紫外線吸収剤は、164製品中20製品に延べ44成分が表示されており、43成分を検出した。EMCを検出した製品が多かった。表示のない紫外線吸収剤を検出した製品や上限を超過した濃度の紫外線吸収剤を検出した製品はなかった。タール色素は、164製品中27製品に延べ52成分が表示されており、39成分を検出した。青色1号及び黄色4号を検出した製品が多かった。承認化粧品成分は164製品中55製品に延べ77成分の表示がされており、72成分を検出した。グリチルリチン酸ジカリウムを検出した製品が多かった。上限を超過した濃度の承認化粧品成分を検出した製品はなかった。

今後も、化粧品における検査結果を蓄積し、ホルマリン、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素及び承認化粧品成分等の使用状況の把握に努めていきたい。

文 献

- 1) 厚生省医薬安全局長：医薬発第990号，化粧品規制緩和に係る薬事法施行規則の一部改正等について（通知），平成12年9月29日。
- 2) 化粧品基準，平成12年9月29日，厚生省告示第331号，令和6年7月12日改正。
- 3) 厚生労働省医薬食品局審査管理課長：薬食審査発第0524001号，化粧品に配合可能な医薬品の成分について（通知），平成19年5月24日。
- 4) 成瀬敦子，橋本秀樹，齋藤友里，他：東京健安研七年报，70，85–94，2019。
- 5) 齋藤友里，橋本秀樹，成瀬敦子，他：東京健安研七年报，71，107–116，2020。
- 6) 中村 絢，橋本秀樹，成瀬敦子，他：東京健安研七年报，72，149–156，2021。
- 7) 寺岡大輔，橋本秀樹，成瀬敦子，他：東京健安研七年报，73，149–156，2022。
- 8) 成瀬敦子，橋本秀樹，中村 絢，他：東京健安研七年报，74 135–142，2023。

- 9) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構化学物質管理センター：身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ化粧品,
<https://www.nite.go.jp/data/000103622.pdf> (2025年6月現在. なお本URLは変更または抹消の可能性がある)
- 10) 日本薬局方解説書編集委員会：第十八改正日本薬局方解説書, C-5478-C-5480, 2021, 廣川書店, 東京.
- 11) 鈴木淳子, 蓑輪佳子, 中村 絢, 他：東京健安研セ年報, 64, 61-69, 2013.
- 12) 立川 孟, 橋本秀樹, 中村 絢, 他：東京健安研セ年報, 69, 85-90, 2018.
- 13) 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令, 昭和41年8月31日, 厚生省令第30号, 令和元年6月28日改正.
- 14) 日本化粧品工業連合会：化粧品の全成分表示記載のガイドライン (改訂), 平成14年2月27日.

Analytical Results of Ingredients in Cosmetics (April 2023–March 2025)

Atsuko NARUSE^a, Hajime TACHIKAWA^a, Aya NAKAMURA^a, Daisuke TERAOKA^a, Ryota INABA^a,
Hideki HASHIMOTO^a, Kimiko KAN^a, Kiyoko KISHIMOTO^a, Toshinari SUZUKI^a, and Akiko INOMATA^a

We examined several ingredients, such as formalin (formaldehyde), preservatives, ultraviolet (UV) absorbers, tar colors, and medical drug ingredients for cosmetics in 164 cosmetic products collected or purchased in Tokyo from April 2023 to March 2025. Formalin, one of the ingredients prohibited for use in cosmetics in Japan, was not detected in any cosmetic products. As for preservatives, *p*-oxybenzoic acid esters, their sodium salts, and phenoxyethanol were frequently detected. However, in two cosmetic products, we detected some preservatives that were not listed on their immediate container or wrapping. As for UV absorbers, 2-ethylhexyl *p*-methoxycinnamate was frequently detected. No product contained UV absorbers over the specified maximum amount, and all of the UV absorbers detected were listed on their immediate container or wrapping. As for tar colors, Blue No.1 (C.I. No. 42090) and Yellow No.4 (C.I. No. 19140) were detected with high frequency. As for medical drug ingredients for cosmetics, dipotassium glycyrrhizinate was detected in many products. No product contained medical drug ingredients for cosmetics over the specified maximum amount.

Keywords: cosmetics, formalin, formaldehyde, preservatives, UV absorbers, tar colors, medical drug ingredients for cosmetics

^a Tokyo Metropolitan Institute of Public Health
3-24-1, Hyakunin-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 169-0073, Japan